

事前予約をお願い致します!

令和6年分 確定申告相談(所得税・消費税)のご案内

当所では、令和6年分の所得税・消費税について個人事業者の方を対象に、確定申告の相談窓口を設け、決算書・確定申告書の書き方や減価償却費の計算方法などについて、経営指導員が窓口となり税理士が申告相談に応じます。

今年度も混雑を避けるために**事前予約**の受付を**1月15日(水)**より行います。また、当所では電子申告(e-Tax)での確定申告書データの作成・送信を推進してまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

期 間 令和7年**2月17日** **月** ~ **3月14日** **金** 《土・日・祝日は除く》

相談時間 午前10時~午後4時(昼1時間休憩します)
※各日とも午前9時45分開場、午後3時受付終了
※各日とも午前10時から1時間単位で受付します

場 所 大東商工会議所 1階 相談室

申告相談にご準備いただくもの

- 帳簿・伝票などをもとに作成された決算集計表
- 税務署より送付された申告書類一式又はお知らせはがき・お知らせ通知書
- 令和4年分・令和5年分の決算書・申告書類(控)
- 公的年金等に係る雑所得がある方は公的年金等の源泉徴収票
- 国民年金、生命保険、地震保険、小規模企業共済等の控除を受ける場合は「控除証明書」
- 年金収入、給与収入がある方は源泉徴収票、個人年金収入がある場合は送付されてきたハガキ等
- 国民健康保険・建設国保の方は、1年間の支払いがわかるもの(証明書、領収書、納付書等)
- 医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書(個人名・病院名毎に集計)
- ふるさと納税をされた方は、自治体から送付されてきた寄付金控除の証明書等
- マイナンバーカード又はマイナンバー通知カードと身分確認書類、扶養親族と専従者のマイナンバーカード又は通知カード
- 電卓・筆記用具等

※ご希望の日時が重なった場合、ご希望日時の変更をお願いすることがあります。

※予約順で対応しますが、前の方の相談内容により若干時間がずれることがあります。

※予約なしで来所された方は、長くお待ちいただく場合や当日対応できない場合もございますので、予めご了承ください。

お問合せ

大東商工会議所 中小企業相談所
大東市曙町3番26号
E-mail: daitocci@daito-cci.or.jp

TEL: 072-871-6511

URL: <https://www.daito-cci.or.jp/>

【令和6年分 確定申告相談 事前予約申込書】

※2月17日~3月14日の間(平日のみ)で受付します。(FAX: 072-871-0330)

事業所名		代表者名	
TEL	()	所在地	
FAX	()		
E-mail		@	
消費税		あり ⇒ (本則・簡易) / なし	
ご希望日を第3希望まで		ご希望の「相談時間」に○をしてください。	
希望日時①	月 日	10:00 ~	11:00 ~
希望日時②	月 日	13:00 ~	14:00 ~
希望日時③	月 日	15:00 ~	